

アミューあつぎにおける機械式有料駐輪場の設置について

1 背景

自転車は手軽で利便性が高く、環境にもやさしい移動手段として、子供から高齢者まで幅広い世代にわたり日常生活で利用されている。

また、近年では災害時における活用や地域活性化にもつながることが注目され、自転車をいかしたまちづくりが各地で展開されているところである。

こうしたことから、国は、平成30年6月に「第1次自転車活用推進計画」を策定し、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成に向けた取組を進め、さらに、令和3年5月には「第2次自転車活用推進計画」を策定し、第1次計画を踏襲しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、自転車を活用した持続可能な社会の実現に向けた取組を進めている。

本市においても、令和5年3月に「厚木市自転車活用推進計画」を策定し、自転車の利用者が安全・快適に移動できる利用環境の創出のため、まちづくりと連携した自転車利用環境の整備や、駐輪場の維持管理、施設整備等を進めているところである。

2 アミューあつぎへの機械式有料駐輪場の設置について

アミューあつぎ(以下「当該施設」という。)は、市が所有権を譲り受ける以前の民間複合商業施設として建設された当時は法令上の設置義務がなく、駐輪場は未設置であったが、市が当該施設の所有権を譲り受けて以降、利用者の利便のため、当該施設北側にロープで仕切られた無料駐輪場(以下「無料駐輪場」という。)を設置し、現在まで委託業者による管理を行っているところである。

こうした中、現在、当該施設の近傍に令和9年度供用開始予定として建設が進められている複合施設の駐輪場は有料とすることが検討されており、有償無償により利用者間の公平性が損なわれるおそれがある。

しかし、当該施設の敷地については高度利用地区及び本厚木駅北地区地区計画の区域に設定されていることから、壁面の位置の制限により確保された空地内における機械式有料駐輪場の設置の可否について検討が必要となる。

(1) 現況

ア 無料駐輪場の使用状況について

本厚木駅の近くにある無料駐輪場のため、当該施設の利用者だけではなく、通勤・通学での利用者が相当程度いるものと推察される。早朝は無料駐輪場を鎖で囲い利用できないようにしているが、鎖を乗り越える悪質な不法駐輪も見受けられる。

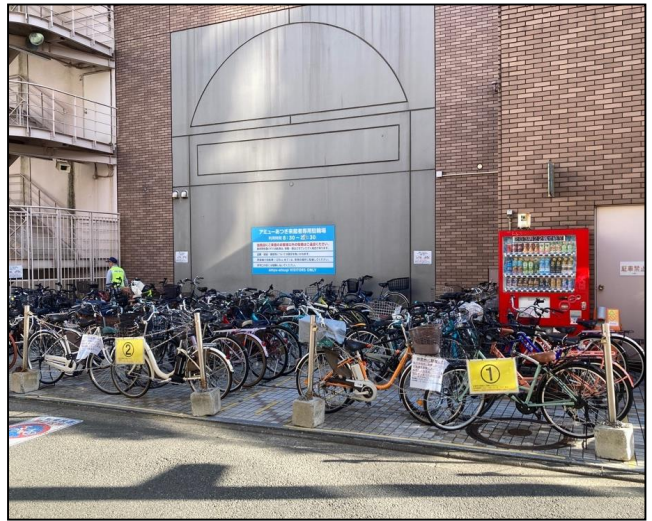
無料駐輪場の利用台数は84台(公表台数)であるが、ピーク時は約150台の利用があり、利用者からは「駐輪できない」、「自転車が出しにくい」などの意見があり、また、当該施設は子育て相談や講演を行っている「子育て支援センター(もみじの手)」を備えていることから、チャイルドシートを着用した自転車の利用者に対しても弊害が生じている。

【参考:現在の無料駐輪場及び周辺の様子】

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



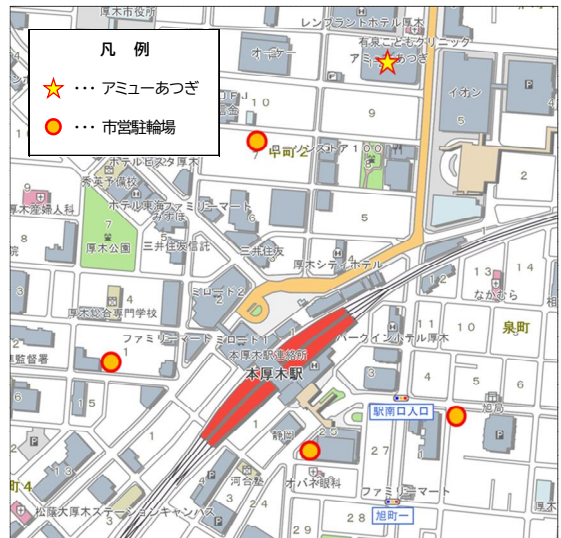
写真の番号は、次ページ下段の「壁面の制限図」に記載の番号に対応

イ 周辺駐輪場の状況について

本厚木駅周辺にある市営駐輪場の4箇所の利用状況については、本厚木駅南口自転車駐車場を除き、全ての自転車等駐車場で一時利用の平均利用率が90%を超過している状況であり、また、最も近い自転車等駐車場でも200メートル程度の距離があることから、当該施設の利用者が容易に利用できる状況とは言い難い。

※ 4箇所の市営駐輪場(自転車等駐車場)

- ・中町2丁目 ・本厚木駅北口
- ・旭町2丁目 ・本厚木駅南口



(2) 機械式有料駐輪場設置に当たっての課題

ア 高度利用地区及び地区計画の制限について

当該施設のある地区は、高度利用地区(厚木中町二丁目B地区)と地区計画(本厚木駅北地区地区計画)の2つの都市計画決定を行っている。

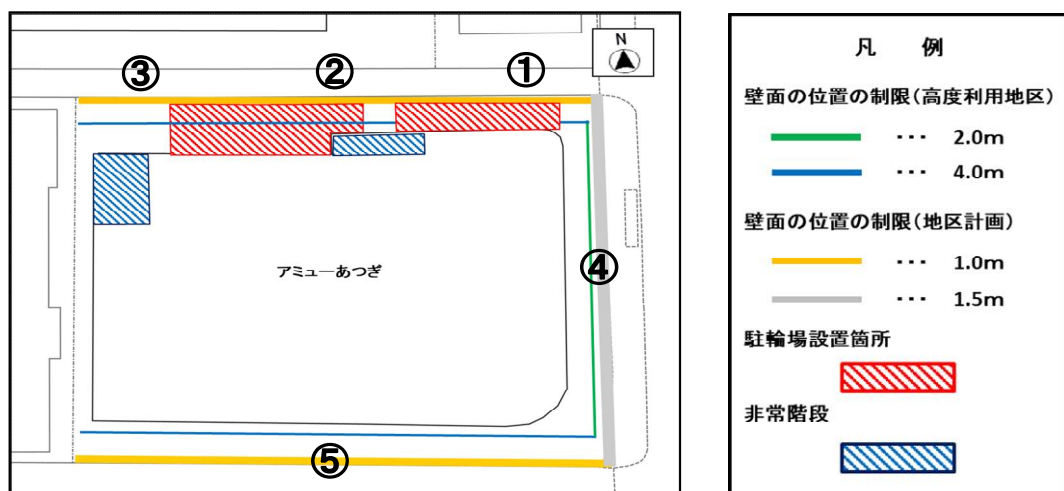
高度利用地区では、建物の容積率(建物の延べ面積の敷地面積に対する割合)の最高限度を超えて定めるために、建物の外壁面から車道までに幅員4.0メートル以上の壁面の位置の制限(歩道と一体として確保される場合は幅員2.0メートル)を設けている。

また、地区計画では、道路境界から外壁面まで北側と南側は幅員1.0メートル、東側は幅員1.5メートルの壁面の位置の制限を設けており、それぞれの都市計画決定による壁面の位置の制限により確保された空地内には、建築物を建築することはできないが、機械式駐輪場のような工作物を設置することについては、これを制限する明確な基準はない。

当該施設東側は、歩道と一体の構造となっていることから、空地としての面積が少なく、また、南側は当該施設のメインエントランスや駐車場の出入口などが存在し、歩行者の動線を考えると、機械式有料駐輪場の設置には適していない。

北側については、幅員4メートルの一方通行路に接しており、交通量も多くはないため、機械式有料駐輪場の設置は可能であると考えられる。(壁面の位置の制限図参照)

壁面の位置の制限図



イ 複合施設への有料駐輪場の設置に伴う影響について

新庁舎への移転に向け、現在、建設が進められている複合施設の駐輪場は、受益者負担の観点から有料とすることを予定しており、当該施設の無料駐輪場をそのまま存置した場合、利用者の増加により当該施設の駐輪が更に困難になるほか、他の有料駐輪場との公平性が損なわれるおそれがある。

(3) 課題の解決に向けた検討

ア 厚木市自転車活用推進計画(令和5年3月策定)での自転車利用に係る考え方について

本市は、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造をいかしたまちづくりに向け、市民一人一人の移動の質の向上を図ることや、様々な移動手段の充実に取り組んでおり、また、セーフコミュニティの理念の下、自転車の安全な利用の促進を図り、「交通死亡事故ゼロ」に向けた取組を進めるとともに、2050年カーボンニュートラルの実現等の向け、環境負荷の少ない自転車を活用した取組を進めている。

これにより、様々な自転車利用に対応した駐輪スペースや自転車通行空間を確保するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を進めているところであり、当該施設が開設された当時と比較し、自転車利用における考え方が転変していることから、高度利用地区内における機械式有料駐輪場の設置についても、時代の変化に可能な限り柔軟に対応する必要がある。

イ 都市計画運用指針(第13版)での高度利用地区内の空地に対する考え方について

高度利用地区内の壁面の位置の制限については、「高度利用地区内の建築物の利用者等の通行の用に供する空地を確保する場合、植込み、芝生等を整備する空地を確保する場合等市街地の環境の向上に資する有効な空地を確保する場合において、～(中略)～適切に定めることが望ましい。」とされており、空地に機械式有料駐輪場の設置をすることは、同指針にある「市街地の環境の向上に資する有効な空地」として効果のある方策と判断される。

ウ 地区計画の壁面の位置の制限について

地区計画の目標にある「安全、快適な歩行者空間の創造」の観点から、壁面の位置の制限により確保される道路境界から1.0メートルの空地については必要と考えられる。

エ 機械式有料駐輪場の設置に伴う消火活動への影響について

当該施設の北側には非常階段が設置されているが、階段の出口付近は駐輪できないようにロープで仕切られている。消防本部に確認し、工作物を設置する場合には、非常階段からの通路が確保できるのであれば、機械式有料駐輪場を設置することによる消火活動への影響はないとのことであり、消防上の安全性は確保できるものと判断される。

オ 他市の事例

(ア) 市街地環境設計制度における公開空地の基準(横浜市)

駅周辺の放置駐輪が多く発生している地域(自転車等放置禁止区域等)において、区と協議の上、公共用自転車駐輪場を適切に設けた場合は、当該駐輪場の面積について、必要有効公開空地面積率の2分の1を限度として有効空地面積に加えることができる基準を設けている。

(イ) 公開空地のサイクルポート設置(東京都)

サイクルポートの全体的な配置バランスから、公開空地にサイクルポートを設置することが必要であると認められる場合には、設置することができる。(東京都:新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針)

(ウ) 公開空地へのシェアサイクルポート設置(広島市)

シェアサイクルポートは、一般公共の用に供し、公共交通を補完するものとして市街地環境の整備改善と道路交通の改善に資することから、既存公開空地に設置する運用を行っている。

3 解決策

以上の検討を踏まえ、自転車利用者のニーズを踏まえた適切な駐輪場確保を進める必要があることや、他の有料駐輪場利用者との公平性を確保する必要があること、カーボンニュートラルに寄与する移動手段であること、さらに、当該施設が市の子育て施策を推進する上で重要な役割を担う施設であることを考慮し、道路境界から1.0メートルの空地を確保した上で、当該施設北側における機械式有料駐輪場の設置を認めるものとする。

4 機械式有料駐輪場の設置による効果

当該施設への機械式有料駐輪場の設置により、次の効果が期待される。

- (1) 都市計画運用指針で示す「市街地の環境の向上に資する有効な空地」として、本市における活用事例となる。
- (2) 道路境界から1.0メートルの空地を適正に確保できることとなり、本厚木駅北地区地区計画が目標とする「安全、快適な歩行者空間の創造」が図られる。
- (3) 当該施設利用者の駐輪場の確保に資するとともに、受益者負担の観点から、近傍の他の有料駐輪場利用者との公平が図られる。
- (4) 当該施設内における自転車等の放置を防止するとともに、本厚木駅周辺の放置自転車対策の一助となる。